

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第12号

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>第3条 <u>削除</u></p> <p>別表第1 <u>削除</u></p>	<p><u>(職務の級の標準的な職務の内容)</u></p> <p>第3条 <u>給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1の級別標準職務表に定めるとおりとし、これに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u></p> <p>別表第1 <u>級別標準職務表（第3条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="796 1480 1399 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="796 1480 908 1538">職務の級</th> <th data-bbox="908 1480 1399 1538">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="796 1538 908 1637">1級</td> <td data-bbox="908 1538 1399 1637">主事又はこれに相当する職を除く職の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="796 1637 908 1686">2級</td> <td data-bbox="908 1637 1399 1686">主事又はこれに相当する職の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="796 1686 908 1843">3級</td> <td data-bbox="908 1686 1399 1843">相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務又はこれに相当する職の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="796 1843 908 1892">4級</td> <td data-bbox="908 1843 1399 1892">係長又はこれに相当する職の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="796 1892 908 1995">5級</td> <td data-bbox="908 1892 1399 1995">相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長又はこれに相当する職</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	主事又はこれに相当する職を除く職の職務	2級	主事又はこれに相当する職の職務	3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務又はこれに相当する職の職務	4級	係長又はこれに相当する職の職務	5級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長又はこれに相当する職
職務の級	標準的な職務												
1級	主事又はこれに相当する職を除く職の職務												
2級	主事又はこれに相当する職の職務												
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務又はこれに相当する職の職務												
4級	係長又はこれに相当する職の職務												
5級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長又はこれに相当する職												

	の職務
6級	課長補佐又はこれに相当する職の職務
7級	課長又はこれに相当する職の職務
8級	部長又はこれに相当する職の職務

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。